

第4回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会 議事録（概要）

会議名	第4回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
日時	平成28年6月29日（水）13：30～15：20
会場	村上市生涯学習センター会議室（2階）
出席者	<p>【委員】 西村委員長、岡崎副委員長、佐藤委員、大竹委員、山貝委員、川上委員、山口委員、会田委員、大嶋委員、板垣委員、高橋委員、水澤委員、桑原委員、井上委員 ※欠席 大場委員、須貝委員、益田委員、忠委員</p> <p>【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局建政部：大関都市調整官、他2名</p> <p>【事務局】 都市計画課：東海林課長、本間参事、板垣副参事、中村副参事、田中主査、大田主査 生涯学習課：田嶋課長、富樫課長補佐、竹内係長 エヌシーイー：岩渕、木野勢</p>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 挨拶</li> <li>3. 報告 (1) パブリックコメント、計画概要説明会及び各種審議会の開催概要について</li> <li>4. 議 事 (1) 村上市歴史的風致維持向上計画（素案）について</li> <li>5. その他</li> <li>6. 閉 会</li> </ol>
<b>議事概要</b>	
<p>■報告(1)の事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この計画に限ったことではないが、パブリックコメントの意見数や説明会への参加者が少ないことは、市民に対して周知の不足が考えられる。まちづくりを推進するためには、住民の協力が不可欠であることからPRが必要である。（山口委員）</li> </ul> <p>→パブリックコメントの意見数は1件であったが、ホームページの閲覧数は●件であり、少なからず歴史まちづくりについては興味をいただいているものと考えているが、更なるPRを行いながらまちづくりを推進する。（事務局）</p> <p>■議事(1)の事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●序章について <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし</li> </ul> </li> <li>●第1章について <ul style="list-style-type: none"> <li>・18ページに、市内の漁港のうち5港が山北地域内の下海府地区内に集中していると記載があるが、下海府地区内に限ると2港だと思われることから、下海府地区の記載を削除し、山北地域に変更すべきではないか。（板垣委員）</li> </ul> </li> </ul> <p>→事務局で表現を確認し修正すること。（西村委員長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・37ページに、越後しな布の紡織習俗について、中俣地区の雷集落と山形県鶴岡市関川集落を産地とする織物と紡織技術であるという表現があり、この地区を羽越地域の山間部と設定しているが、46ページのコラムでは山熊田集落にある「さんぼく生業の里」の記載があり、主に中俣地区の雷集落と山熊田集落で伝統的なしな布づくりが行われているとの記載があることから、区域についての整合が図られていない。併せて、平成17年に「羽越しな布」という表現で経済産業省から伝統的工芸品の指定を受けている。今回、「越越しな布の紡織習俗」という表記をしているが、鶴岡市の集落も含めた場合には、この表現で良いのか確認する必要がある。（板垣委員）</li> </ul> <p>→しな布づくりが行われている集落は雷集落だけではなく山熊田集落でも行われていることから区域の記載と越越しな布という括り表現で鶴岡市の集落を含めて良いのか事務局で表現を確認し修正すること。（西村委員長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細かい訂正は対応できるので、事務局の方にご指摘いただくということで、第1章についてはこれによるしいか。（西村委員長）</li> </ul> <p>→異議なし（全委員）</p>	

●第2章について

・村上市の歴史的風致については、これまでの委員会でも議論しており、この案の10の歴史的風致を明記するというところでよろしいか。(西村委員長)

→異議なし(全委員)

●第3章について

・188ページの歴史的風致の維持向上のための市民や事業者等の役割の記載について、「市民や事業者等は、村上市の歴史的風致について関心を持ち、理解するように努めるとともに、建築や開発にあたっては、歴史的風致を損なうことがないように」とある。歴史的景観を長く維持していくためには、そこに住む人々、住民、事業者、お店の人たちも十分自覚を持ち、例えば商店であれば幟旗を道端に出さないなど、そこに住む人々のお互いの申し合わせ事項みたいなものも盛り込む必要があるのではないか。(佐藤委員)

→建築や開発だけではなく幟旗のようなものも対象に加わるような文言に修正すると良い。(西村委員長)

・幟旗等は屋外広告物の法的な制限がかかると思うが、他の法規制と整合は図られているのか。(山口委員)

→村上市では、現在、屋外広告物条例の権限移譲は受けておらず、規制は行っていない。(事務局)

→屋外広告物に関する規制については、新潟県村上地域整備部庶務課行政係に1件ごとに申請が上がってくるので、適合するかしないかを判断し、適合するものについては許可を出している。幟旗でも申請が上がってくるものもあるし、上がってこないものはわからないので何とも言えない。(高橋委員)

→佐藤委員からも指摘いただいた市民・事業者等の役割について、建築・開発に限定している記載を歴史的風致の維持向上や歴史的な景観を守っていくために、調和しないものを自分たちの中で抑止し、自分の住んでいるところが誇りに思えるエリアとなる様な役割の記載に修正する。(事務局)

・第3章についてはこれでよろしいか。(西村委員長)

→異議なし(全委員)

●第4章について

・200ページに村上城跡整備基本計画が書いてあるが、このゾーニングの区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域の範囲とは整合が図られているのか。(西村委員長)

→村上城跡整備基本計画のゾーニングの区域と重点区域の範囲は、ほぼ同一の区域であるが、この図内に重点区域の範囲を明示していないことから、この計画との整合がわかるように区域を明示する。併せて、199ページの屋外広告物についても同様に修正する。(事務局)

・第4章については、重点区域を含めこれでよろしいか。(西村委員長)

→異議なし(全委員)

●第5章について

・208ページに、文化財の情報発信という記載があるが、事業を見るとどの事業で情報発信をしていくのかが見えづらい。そういうものについて事業立てしていく必要があるのではないか。(桑原委員)

→222ページの「歴史的活動の継承と支援・普及・啓発」ということで一括りに事業をまとめており、この中でもPR、例えばマスコミを使つてのPRのほか、市の広報やホームページ等もある。例えば「歴史的資源学習会事業」なども、こういう文化がありますよというPRになる。広くなんでも使えるものは使いつつ、また、そういう活動をすることによってマスコミの報道につながっていけば普及・啓発になると考えている。「歴史遺構顕在化調査事業」や「文化財等普及啓発事業」というものも予定しており、そういう活動を通して、村上城跡が文化財であること、また市役所周辺には追手門という村上城の正面玄関となる門が設置されていたことなど、調査を実施し、文化財という場所的なものを普及しながら、歴史的な空間というものを認知していただくような活動を進めていきたいと考えている。(事務局)

●第6章について

・よい建物をどう次世代につなげていくかということだが、だんだん空き家が出てきて、空地ができて、そこにアパートが建つてということの繰り返しである。住民協定などの外観を制約するようなことを、今後市の方で行わないのか。住んでいる人が意識を高めるということも大事だが、ある程度制約も必要ではないか。(山貝委員)

→村上市景観計画を平成25年4月に策定して運用しており、景観計画は法的規制で必ず届出をしてもらうという手続きを取っている。あまりにも奇抜な色に関しては建物を建てないでくださいという中止命令等を出すような計画である。そういうところで規制をかけつつ、歴史的まち並みに調和しない建物はなるべく抑制している状況である。住民の皆さんの協定づくりに関しては、今後まちづくりを進めていく中で、自分たちのまちはこういうまちにしていこうという意識の醸成を図り、住民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていければと考えている。(事務局)

→景観法の規制である程度は規制されているが、あとは程度の問題である。景観法は、どちらかということあまりひどいものがないようにするものなので、今後、重伝建地区や文化的景観など、特に大事なところはもっと上のレベルを目指していくということをやっていかなければならない。(岡崎副委員長)

→今回の計画は応援をする計画なので、例えば電線の地中化や道路をきれいにすることが進んでいくと、規制を強めるということについても受け入れやすくなる。そういう意味では、市も頑張っているのだから、もうちょっとルールは厳しめにしましょうと言いやすくなる。この計画そのものでダメということは言えないが、周りで雰囲気が出てくると、景観計画の規制も強化できると思う。(西村委員長)

- ・第5章及び6章については、これでよろしいか。(西村委員長)

→異議なし(全委員)

●第7章について

- ・指定の同意が得られず候補リストから1棟除外されたが、歴史的な建造物を歴史的風致形成建造物に指定し、後世に残すことも、この計画の大きな目的の一つでもあることから、今後、この建造物の指定候補を増やすよう市民の理解や行政の取り組みが重要である。(西村委員長)

- ・第7章については、これでよろしいか。(西村委員長)

→異議なし(全委員)

●総括

- ・いくつか訂正すべき点があったが、若干の訂正をするということで、この案を策定委員会から市長に答申する計画素案としたいがよろしいか。(西村委員長)

→承諾。(全委員)

■その他

- ・今回策定いただいた素案は、この後に開催される法定協議会において、国に上げるための原案として承認いただき、それを市長に答申していただきたいと考えている。(事務局)

→承諾(全委員)

以上